

- 議 長 日程第8「議案第48号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。
- 町長 町長の提案説明を求めます。
- 議 長 議案第48号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について。次のとおり、松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。
- 1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄自然休養村管理センター。所在地、松田町寄3415番地。
 - 2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。
 - 3、指定の期間。平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）。平成29年12月5日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。
- 観光経済課長 担当課長の細部説明を求めます。簡単に結構でございます。
- 議 長 それでは、議案第48号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。
- それではですね、1枚おめくりいただき、参考資料1をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、本年11月15日に有限会社みやまの里代表取締役 大館一郎氏より受理したものでございます。こちらにつきましては施設の名称等につきましては、松田町寄自然休養村管理センターになってございます。
- それでは、大変申しわけございませんが、1枚おめくりいただきたいと思います。こちらの2枚目につきましては、指定管理施設運営事業計画書になってございます。資本金は500万円、事業内容といたしましては自然休養村管理センターの維持管理、運営、飲食店の運営、観光案内、農産物販売等を事業内容として計画をしてございます。
- それではですね、1枚おめくりいただきたいと思います。こちらのほうがで

すね、各経営方針及び運営方法に関する基本的な考え方でございます。大変申しわけございませんが、1から4につきましてははですね、記載のとおりでございますので、お目通しをしていただきたいと思います。

続きまして、右側の5、施設の維持管理及び効率的な施設運用についての考え方と実施方法の中でですね、特に（4）のですね、新しいアイデアの考案ということですね、今までのところでいきますと、ロウバイまつりでの収益事業の実施、また新たにですね、総会等の中ではワラビの栽培・販売等を考えていきたいというふうなお話がされてございます。またですね、今現在、みやまの里のワークショップの中でですね、この自然休養村管理センターのですね、よりよい、もう少しバージョンアップをしたですね、活用方法等も今、検討していただきながら、また本人であるみやまの里の代表取締役さんも入られた中でですね、検討のほうをしていただいておりますので、今後ですね、期待をしているところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、指定管理施設収支計画書について御説明をさせていただきます。こちらのほうの収入につきましてははですね、寄自然休養村管理センターの部屋代につきましては、現在、1部屋3,500円をですね、提案におきましても3,500円で、上限、条例限度額は4,000円でございます。

続きまして、1人当たりの単価につきましては、現在1,000円となつてございますが、こちらのほうにつきまして提案で2,000円にしたいという収支の計画になってございます。なお、この1人当たりの限度額は2,500円となつてございますので、よろしく願いいたします。

それで、収入につきましてははですね、平成28年度の816人の宿泊者をですね、ベースにしまして、利用収入については30年度329万7,000円から平成34年度411万7,000円ということで、34年度には1,150名のですね、宿泊者を集客したいという計画書になってございます。

支出の部につきましてははですね、新たに下から3行ありますね、広告宣伝費10万円、それから備品購入費ということで、こちらのほうは2階の宿泊施設のエアコンの修理等に充てていきたいということで計上されております。それと

設備投資ということで今後ですね、何かあったときに修繕等ができるようにと
いうことで、平成30年度から順次22万3,000円からやっていきたいということ
の収入・支出の部の計算になって、収支計画書になってございますので、よろ
しく願いいたします。なお、この中でですね、部屋等の単価がわかりにくい
等のいろんな御提案等もいただいておりますので、新たに作成するパンフレット
等にですね、明示するというような予定とお伺いしているところでございま
すので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚おめくりいただきたいと思います。続きまして、参考資料2
になります。こちらのほうにつきましてはですね、指定管理者選定委員会委員
長宛てにですね、選定依頼をお願いしました依頼書になりますので、お目通し
のほうをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、平成29年11月22日付でですね、
指定管理者選定委員会委員長より示された選定結果書になりますので、こちら
につきましても大変申しわけございませんが、お目通しのほうをしていただき
たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 1 2 番 大 舘 収支のほうでですね、利用料の収入が最終年度、34年度はですね、411万
7,000円ということですね。それで、何かちょっと人数的にちょっと聞き漏ら
しちゃったんだけど、それが宿泊のですね、その利用料収入が、これは宿泊
みの利用収入ということでしょうか。であるならですね、割り返して、411万
7,000円を割り返して、定員の、収容できる定員と整合性があるのかどうかね、
それちょっとお願いします。
- 観 光 経 済 課 長 ただいまの御質問のですね、収支の人数でございますが、部屋につきまして
は、34年度につきましては237室をお使いいただくということですね、こち
らのほうが91万2,450円。それからですね、宿泊につきましては1,156名のです
ね、宿泊を見込んでいまして、254万3,200円ということで、合わせてですね、
345万5,650円と、なおかつですね、食堂収入等を入れまして、合わせて411万
7,190円…失礼しました、端数のほうは切り捨ててございますので、その積算

で出させていただきます。

ただいま御質問のですね、定員が今、25名なんだけど、その部屋数の中です、可能かというようなこととございますので、こちらのほうにつきましてはですね、単純に言いますと、1,156人を237回で割らせていただきますと、平均5人ということになりますので、こちらのほうについては定員…積算においては基本も最大でも宿泊者が25名となつてございますので、その定員を守つた中でですね、しっかり運営のほうをしていただきたいと思いますというふうなことは、また協定の中でもしっかり申し伝えたいと思いますので、よろしくお願ひします。

12番 大 館 わかりました。民宿組合の会合の中で、いつも定員は何人だ、何人だという話題になるそうです。ですから、明らかにね、別に足を引っ張りっこじゃなくて、やっぱり一般の人たちが営業しているんであれば構わないということはないけど、それはその個人の責任でやっていいんですけども。やっぱり第三セクター、町は筆頭株主であられるんで、その辺やっぱり余り目立った、そういう行為というのはよくないんじゃないかなと思うんで、同業者から出ています。実際に何回も聞いていますので、その辺をしっかり管理していったほうがいいのかなと思います。よろしくお願ひします。

観光経済課長 みやまの里の代表取締役社長さんよりですね、今後、料金の改定も含めた中の今後5年間の計画を立てていられるということとですね、今度民宿の方々ですね、お話し合いを持つ機会を設けますということとですね、既に各民宿さんのほうにもですね、御通知させていただいてお伺いしておりますので、その会議の中等で、打ち合わせの中等でですね、やはりその辺についてもですね、お互いにより寄がですね、魅力ある施設になるようにですね、ちょっとお話し合いを進めていただきながらいい方向に進めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ほかに。

1番 平 野 今のもう一度ちょっと人数が237室の1,156名ということだったんですが、それで合計したところが314万1,500円で、それプラス食堂利用料とおっしゃつたと思うんですが、それは浜膳さんのお家賃というか、そういうものですか。

観光経済課長 浜膳さんの施設料につきましてはですね、町の条例で決まっておりますので、その単価に基づきまして、みやまの里の収入とみやまの里のほうに指定管理と合わせた中でですね、収入源の一つとさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

1 番 平 野 ここはじゃあ定額で変わらないということで、そうすると、30年から34年の間にこれ何人ふえる計算になっていくんでしょうか。ごめんなさい、ちょっと自分で計算する時間がなくて。

観光経済課長 それではですね、平成30年度のですね、宿泊者の見込んでおる数字が920名、それから平成34年度で1,150名ということですから、260名のアップをねらっております。以上でございます。

1 番 平 野 260名アップということで、年々50名ずつぐらいはふやしていかなきゃいけないということになるんですけども、再三何度かこのテーマでは言っているとおり、本当に表記がね、わかりにくいというところで、とにかくわかりやすい値段表記、それからホームページにとにかくアップをするということで、大分もうそこだけですから違ってくると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに。

3 番 井 上 今回のですね、指定管理者の指定については1社ということですから、この議案の中の指定管理施設運営事業計画書については、指定管理者と町のほうです、そういった調整を図られていることと思います。その中で今回、寄管理センターについてはですね、条例改正をして、料金のアップという形の中です、まだまだ営業外収益がですね、34年度まで町からの委託料ということの一般財源が支出をされているわけですね。その管理計画の事業計画書の中の5番に対してですね、(2)番で利用者の意見を生かし、よいものは積極的に取り組んでいく。(3)番、効率の悪いところは改善していくというあたりは、当然そういった料金改定に伴った中でですね、町のほうからどのような指導を受けてですね、このような余り以前と変わらないような内容の文言になったのか。また、今後、これらのやはり寄管理センターというのは今、ここで町長が進めておりますYHVのですね、もう一つですね、ドッグランのほうともう一

つの拠点になり得る施設ではないかなというふうに思うんですね。それに対して担当者なりですね、これから指定をするみやまの里に対しての指導的な立場としてですね、どのような考え方からですね、こういった5番の項目が出されたのか。その辺をお伺いしたいと思います。

観光経済課長 最初ですね、候補者の選定に当たりましてのちょっと説明不足で申しわけございません。こちらのほうですね、寄自然休養村管理センターのですね、指定管理者の選定につきましては、松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づきまして、募集によらない指定管理者の候補者の選定ということで選定をさせていただいておりますので、みやまの里1社となっております。

それからですね、2番目の御質問をいただきました5番のですね、施設の維持管理及び効率的な施設運用についての考え方と実施方法の中のですね、(2)、(3)につきましてはですね、こちらのほうにつきましてはですね、みやま、町のほうとかいろんなどころからのですね、意見等もですね、聞かれて、こちらのほうについてはみずからの、自分たちのということですね、今後も自分たちがこうしていくんだと、みやまの里としてこうしていくんだよというような形の中でですね、当然のことながら効率の悪いところは改善をしていかなければならないし、また、宿泊者等のやっぱりこれから先ほど言いましたように、収入増を図るために宿泊者をふやしていくためにはですね、やはりそういうような各宿泊をされている方の意見等を聞きながらですね、やはり自分たちがまだ考えついてないようなところをですね、やはりお客様のですね、御意見等をお伺いしながら進めていくということですね、こちらのよう形でですね、集客を進めていくためにみずからがこちらの(2)、(3)については作成をされたということになりますので、よろしく願いいたします。

3 番 井 上 ありがとうございます。ただですね、この文面をそのまま読んでしまいますと、業者の意見を生かし、よいものは、よいものというのは、この指定管理者から見てよいものではないでしょうか。そういうふうですね、見えます。その辺に対してもですね、やはり担当課から今、課長が言われたようにですね、やはりこの寄管理センターをやっぱり寄の一つの拠点としてですね、これから

はさまざまな多くのお客さんを望む中ではですね、今後ともですね、御指導をお願いをしたいというふうに思っております。

また、効率の悪いところもですね、同じでございます。指定管理者から見て効率の悪いところは必ずしもですね、利用者から見て効率がよいところかもしれません。その辺をですね、一つの見方ではなく、やはり担当課からのですね、そういった指導の中でですね、さまざまな今後とも寄管理センターをますますですね、たくさん利用があるような施設に変えていただくことを要望して終わりいたします。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第48号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。4時10分より再開をいたします。 (15時59分)